

「犯罪被害者等支援条例(案)」に関するパブリックコメントの結果について

○意見等の募集期間:令和3年12月7日(火)～令和3年12月28日(火)

○意見等の受付件数:1件(市民課市民相談室へ持参)

1. 意見等の概要及び市の考え方

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	未永く条例を活用してほしい。	条例制定により、犯罪被害を受けた方及びその家族が地域社会での安全・安心な暮らしを早期に取り戻せるよう、市民等に寄り添いながら必要な支援施策の充実を目指していきたい。また、犯罪被害者等支援について、理解が深まるよう、周知・啓発にも取り組んでいきたい。

【問合せ】

安中市役所市民部 市民課 市民相談室

電話:382-1111(内線1208)

Eメール:shiminn@city.annaka.lg.jp